



**ひだかインフォメーション**  
 市役所へのご連絡は  
 ☎042-989-2111 ☎042-989-2316  
 ホームページアドレス  
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

### お知らせ

#### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

障がい者の福祉の向上を図るため、手当を支給します。該当する人は左記へ申請してください。

#### 特別障がい者手当

**対象** 20歳以上で、体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人  
 ※施設に入所している人、病院などに継続して3か月を超えて入院している人は支給されません。

**手当額** 2万8840円(月額)

#### 障がい児福祉手当

**対象** 20歳未満で、左記のいずれかに  
 おおむね該当する人

①身体障がい者手帳1級の一部および

2級の一部分の人  
 ②療育手帳(A)相当の知的障がいがある人  
 ③精神障がい、血液疾患等で①・②と同程度の障がいがある人  
 ※施設に入所している人、障がいを支給事由とする年金を受給している人は支給されません。

**手当額** 1万5690円(月額)

#### 共通事項

いずれの手当も所得制限があります。  
**問い合わせ** 障がい福祉課 障がい福祉担当(1階)☎ 番号☐



#### 心身障がい児通学奨励費補助金

心身障がい児通学奨励費補助金を交付しています。該当する人は、左記へ申請してください。

**対象** 特別支援学校に通学している児童(平成18年4月2日以降生まれを

**補助金額** 児童1人につき3000円(月額)

※申請月分から、7月、11月、3月に4か月分ずつ指定口座に振り込みます。

**持ち物** 在学証明書(生徒手帳の写し不可)、振込先口座が分かるもの

**問い合わせ** 障がい福祉課障がい福祉担当(1階)☎番号☐



#### 国民健康保険の届け出が必要です

国民健康保険に加入・脱退するとき、14日以内に届け出が必要で、加入するとき

- 日高市に転入した
- 子どもが生まれた(職場の健康保険に加入していない場合)
- 職場の健康保険を脱退した
- 健康保険の扶養から外れた
- 生活保護を受けなくなった
- 脱退するとき
- 日高市から転出する
- 職場の健康保険に加入した
- 健康保険の被扶養者になった
- 死亡した

○生活保護を受けることになった  
 ○住所が変更になった  
 ○世帯主や氏名が変わった

※職場の健康保険に加入していない場合に手続きが必要です。  
**マイナ保険証を利用しましょう**



マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を利用すると、医療費を20円節約できます。

また、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きがなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

**問い合わせ** 保険年金課国民健康保険担当(1階)☎番号☐

ね・ん・き・ん  
**ニ知識**  
 保険年金課  
 国民年金・医療費担当

#### 令和6年度の国民年金保険料

4月からの令和6年度国民年金保険料は、月額1万6980円です。

#### 前納すると割引があります

令和6年度の保険料1年分(4月～7年3月分)を現金払いで前納すると3620円の割引となり、6か月分(4月～9月分)または10月～7年3月分を現金払いで前納すると830円の割引となります。

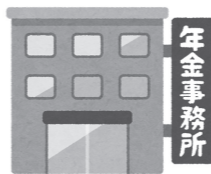
利用する人は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書の中に、1年分前納や6か月分前納の納付書も入っていますので、指定の納期限までに納めてください。

#### 2年前納の現金払いもお得です

2年分(4月～8年3月分)を現金払いで前納すると1万5290円の割引となります。

この納付書は4月上旬に送付されるため、希望する人は4月中旬までに左記へお申し出ください。

**問い合わせ** 所沢年金事務所 ☎04-29998-0170



## 子どもが安心できる場

教育相談室だより:503

新しい季節がやってまいりました。桜の花が咲き、心地よい風が吹き、自然も新たな一歩を踏み出す時期です。新年度が始まり、子どもたちは、新たな学年や環境で過ごすことに期待や不安を感じながら、挑戦し、変わろうとする姿勢を見せることもあるのではないのでしょうか。

一方、その気持ちを行動に移すことに今一歩踏み出せないこともあるでしょう。そんな時、周りの大人は、子どもたちが安心できる環境を子どもと共に作っていくことが大切です。例えば次のようなサポートが考えられます。

○子どもに自己決定の場を与える

学校や家庭での行動において、子どもに自己決定の機会を与えることが重要です。子どもの予想外の申し出にも柔軟に対応し、時に選択肢を与えることで、子どもは安心し、大人と子ども双方が納得する決定が生まれます。

○結果でなく、過程を褒める  
 成績や結果だけでなく、子どもの努力や工夫した過程も評価しましょう。テストの点が良くなかったとしても、「こんなところを工夫していたね」というように具体的な過程に焦点を当てて褒めることで、子どもは努力を重視し、自信を付けることができます。

これらの繰り返しによって、子どもは自分の置かれている状況に安心できます。そして挑戦し、変わろうとする姿勢を実際に行動に移し、子ども自身が達成感を味わったり、成功体験を積み重ねたりしていきます。これが自立への一歩につながります。新たな希望に満ちた子どもたちを、家庭や学校・地域で温かく支え、のびのびと成長させていくことが望めます。「自分は受け入れてもらっている」という安心感を持たせながら、子どもたちの個性を尊重し、成長を支えていきましょう。

## 地域とともにある学校

### 「コミュニティ・スクール」を基盤とした小中一貫教育

市では、市内6つの地区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を進めています。

各地区では、地域の特色を生かした教育の推進に向けて協議を重ね、実践しています。今回は、武蔵台地区の取り組みを紹介します。

**武蔵台地区**では、昨年4月、これまでの小・中学校を統合し、義務教育学校「武蔵台小中学校」を新たに開校しました。開校を受け、学校運営協議会では、より実践的な小中一貫教育の実現に向け、さまざまな協議を進めました。主な協議内容は次の通りです。

- 学校経営方針の承認
- 児童生徒会本部役員との話し合い
- 異学年による交流
- ラジアルマンソの実施
- 地域学校協働活動の推進



▲後期課程の生徒が学校運営協議会委員の皆さんと話し合いました。



▶青少年健全育成の会の非行防止キャンペーンと兼ねて、あいさつ運動を実施しました。

#### 武蔵台小中学校における特色ある教育活動

○教科担任制の導入

小学生年代に相当する前期課程では、6年生の社会科や外国語科など3教科で、中学生年代に相当する後期課程の教員が授業を行っています。前期課程だけでなく、後期課程の教員が授業を担当することで、より良い信頼関係と人間関係を築いています。

○異学年交流の活動

休み時間には前期課程と後期課程の子どもたちが手をつなぎ、一緒に遊ぶ姿があり、とても微笑ましい光景が見られます。3学期からは1年生から8年生が協力して清掃活動を行う「台っ子そうじ」が始まりました。今後の異学年交流がともなひみです。

○ふるさと科の設置

従来の生活科と総合的な学習の時間を融合した「ふるさと科」を新設し、地域の皆さんと連携しながら、地域の歴史や自然、文化を学んでいます。後期課程の授業では、地域の皆さんを講師に招き、武蔵台と横手台の歴史を学びました。



▲大運動会や全校遠足等を通じ、子どもたち同士の関わり合いを大切に、異学年交流を積極的に行っています。

次回は、「高麗地区」の取り組みを紹介します。